

補助金のあり方に関するガイドライン（案）の構成

資料 1-2

ガイドラインの項目		ガイドライン本文の主な記載内容		
1	1 策定の目的	・ より一層効果的な補助金制度に向けた継続的な見直し ・ 効率的な交付事務の執行の促進		
2	2 補助金とは	・ 本ガイドラインの対象とする補助金の定義		
3 補助を実施するに当たって検討すべきこと	実施計画的な視点	(1) 補助目的の明確化等 (公益性等の視点からの検討)		・ 補助目的の明確化、公益性及び金銭補助の必要性の精査 ・ 重複又は類似する補助金の整理統合 ・ 必要に応じた迅速な見直し
		(2) 補助効果の検証 (有効性の視点からの検討)		・ 補助効果検証の必要性 ・ 成果指標や数値目標を定めた分かりやすい効果測定
		ア 補助対象者	(ア)	・ 補助対象者の公平性確保
			(イ)	・ 対象者要件の明確な提示及び十分な周知
			(ウ)	・ 団体等の適格性の確認
		イ 補助対象経費	(ア)	・ 補助対象経費は補助事業の執行に直接要する経費のみ ・ 補助対象経費と対象外経費の明確な区分
			(イ)	・ 団体に対する運営費補助の禁止
		ウ 補助金の交付額	(ア)	・ 積算基準及び補助率の具体的な明記
			(イ)	・ 交付額の妥当性と根拠の明確性
			(ウ)	・ 市民の理解を得られる適切な水準設定
4 適正かつ効率的な補助金交付のために行うこと	事務監査・業務プロセス改善的な視点	(1) 交付申請・交付決定	ア	・ 申請書の添付書類は必要最小限にし、事業者の過重な負担を避けること ・ 電子メール等を活用した申請手続の電子化に努めること
			イ	・ 「補助金交付事務チェックリスト」を活用した補助内容の適正性等のチェック
		(2) 実績報告・交付額の確定	ア	・ 実績報告の添付書類は必要最小限にし、事業者の過重な負担を避けること ・ 電子メール等を活用した申請手続の電子化に努めること
			イ	・ 「補助金交付事務チェックリスト」を活用した履行状況等のチェック
		(3) その他	ア	・ 概算払等は概算払等により交付しなければ事業の実施が困難であると確認された場合に行うこと。
			イ	・ 国庫補助を財源とする補助金で国の要綱に財産の処分制限について規定がある場合には、市の要領でも規定すること
			ウ	・ 補助金交付要領のホームページ等での周知